



# 議 事 録

総務建設常任委員会

令和2年6月9日（火）

開 会	
委員 長	ただいまから、総務建設常任委員会を開会いたします。  (14:45)
委員 長	これより、本委員会に付託されました、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の、自治労筑前町職員労働組合 執行委員長 村山弥生さんです。
村山執行委員 長	よろしくお願いいたします。
委員 長	紹介議員の深野良二議員。
深野議員	よろしくお願いいたします。
委員 長	担当部局として、財政課長。
村山執行委員 長	同じく執行委員で書記長を務めさせていただいております石橋も、本日は同席させていただきますのでよろしくお願いいたします。
委員 長	以上の方々です。 お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。 次に、請願趣旨について請願者の説明を求めます。 執行委員長、村山弥生さん。
村山執行委員 長	先ほどご紹介に預かりました執行委員長を務めさせていただいております村山です。本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。 それでは、請願書について、座ってご説明させていただきます。失礼いたします。 この請願書は、筑前町職員労働組合では、2年前から取り組みをさせていただいております。議員皆様、ご承知のとおり、現在、都庁をはじめ多くの地方自治体では、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められ、また新型コロナウイルス感染症対策や、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面し、地方財政は緊迫しています。 このような地方財政需要に対応するためには、さらに地方財政の充実・強化が求められています。このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう、政府に請願書を掲げます、9つの事項の実現を求める内容となっております。 それでは、9つの項目について説明させていただきます。 1つ目です、2020年度の地方財政計画では、一般財源総額は63兆4,318億円と2年連続で過去最高となりました。これは、高齢化や保育の無償化など、社会保障費の増加が大きく影響し、一般行政経費が5.1%増加したことが要因です。しかし、社会保障関連の単独事業が増加しているにも関わらず、その財源が十分に確保されず、結果として、自治体が人員抑制により対応するという悪循環を余儀なくされてきたのが実態です。 地方単独事業分を含めた財政需要を把握し、これに見合った地方一般財源の総額確保を求める内容となっております。 2つ目に移ります。一般行政経費における地方単独事業分は、社会福祉、児童福祉、老人福祉などの民生費、衛生費など、住民に身近な地方社会福祉の充実にも対応する財源です。特に、幼児教育、保育の無償化が実施されたことにより、今後は保育需要がさらに高まることが予想されます。こうした地方の事務負担、財政負担を十分に踏まえ、国に対応を求めるものとなっております。 3つ目の項目です。今年度、地方交付税における新たなトップランナー方式の導入

	<p>は見送られています。特に住民との接点である窓口業務へのトップランナー方式導入について、総務省は「2019年度の導入を視野に入れて検討する」としていましたが、本年度においても見送られています。引き続き、地方の実情に基づかない強引な政策誘導ともいえる同制度について反対の姿勢を示すことが重要であるといえ、その廃止、縮小を求めるものとなっております。</p> <p>4つ目の項目です。まち・ひと・しごと創生事業費は、2015年度以降、一般行政経費単独事業の別枠で計上されています。2020年度以降の継続が不安視されましたが、第2期の開始に伴い、引き続き1兆円が確保されました。しかし、これも2024年度までの時限措置であるため、財源としての安定整理は課題が残ります。このため、今後も将来にわたる安定財源として経常的な財政需要に位置づけるよう求めるものです。</p> <p>5つ目の項目です。2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートしました。これまで、臨時・非常勤職員の処遇改善に向け自治労総体として取り組み、2020年度において、期末手当などの支給にかかる経費として1,738億円が一般行政経費に計上されました。しかし、財源への不安から、期末手当の支給に伴い、給与月額を抑えるといった事例も報告されています。こうした財源不安により不利益が生じないように、引き続き、自治体の実態に鑑みた財源確保を求めるものとなっております。</p> <p>6つ目の項目に行きます。森林環境譲与税の譲与額については、度重なる台風被害の影響などを加味して、制度発足の2年目に当たる2020年度から当初予定の200億円を倍増し、400億円が自治体に配分されることとなりました。しかし、譲与基準の内訳が、私有林人工林面積5割、林業就業者2割、人口3割となっているため、結果として大都市への譲与額が大きくなっています。人口割の比率を低くするなど実際に林業需要の高い自治体への譲与額を増額させる手法について、検討を求めるものです。</p> <p>7つ目の項目です。地方財政対策として、今年度から新たに地方法人税の偏在是正措置分を財源とした地域社会再生事業費4,200億円が計上されました。地方における地域社会の維持、再生に向けた自主的な取り組みに活用する目的で、少子高齢化や過疎化が進む地域に厚く配分される算定方法が採用されています。こうした財源の偏在性是正は重要ですが、本来は国と地方の税源配分が、国税6割、地方税4割に対し、国の支出が4割、地方の支出が6割となっている、こうした逆転現象について検証すべきであるため、税制改正の抜本的改革を求めるものです。</p> <p>8つ目の項目です。総務省は合併後の市町村の姿の変化に対応した交付税算定で、2014年度から5年間をかけて、支所経費の算定充実、人口密度などの補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しなどを進め、合併時点で想定されなかった財政需要として6,700億円程度の国税の算定に反映させてきました。こうした措置については、2020年度以降も対応する必要があります。</p> <p>また、合併に関わらず、2005年に普通交付税算定から廃止されていた人口急減補正が2010年に復活、2016年に拡充された経緯もあることから、今後も全国的に直面する人口減少問題に備えた対応を求めるものです。</p> <p>最後に9つ目です。2020年度の地方財政の財源不足は約4.5兆円と昨年より2.7%増加しています。財源不足に対応するため、今年度も臨時財政対策債が当てられますが、赤字公債は財政赤字を穴埋めするために起債するものであり、将来の世代に借金をつけまわすことと同じです。財政基盤を確立するために、臨時財政対策債に頼らない抜本的な改革を求める内容となっております。</p> <p>以上、私からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>以上で請願者からの説明が終わりました。</p>

	次に、紹介議員の説明を求めます。
深野議員	<p>請願の内容については、今、詳しく請願者から話をさせていただいたとおりです。</p> <p>今回の請願につきましては、中央一般財源を確立していく上で大事だと思っていますので、地方6団体でありますけれども、その一つの団体であります私どもですね、議員の立場から、しっかり、この請願を国に上げていくことは大事だと思っていますので、意見書を採択していただきますよう、私のほうからも、よろしくお願ひしときたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ほかに補足説明がありましたらお願いします。いいですか。</p> <p>(なし)</p>
委員長	<p>以上で関係者からの説明が終わりました。</p> <p>これから、請願第1号に対する質疑に入ります。</p> <p>請願者、紹介議員、当局に対して、質疑がありましたらお願いします。ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員長	<p>それでは、質疑がないようです。</p> <p>以上で請願者からの説明が終わりましたので、請願者、関係者の皆様には退室をしていただきます。お疲れさまでした。</p> <p>(村山執行委員長、石橋書記長、深野議員、課長退室)</p>
委員長	<p>これより討論に入ります。</p> <p>まず、請願第1号に反対者の反対討論を許します。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>なければ、次に、賛成者の賛成討論を許します。討論はございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
委員長	<p>なしと認めます。</p> <p>討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。</p> <p>これより、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決いたします。</p> <p>請願第1号を採択することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」は採択と決しました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま採択しました請願第1号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり意見書に関係行政庁へ提出したいと思ひます。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、請願第1号については、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ意見書を提出します。</p> <p>意見書の提出の発議にあたり、提出者は委員長になりますが、賛成議員2名が必要です。議員名簿順で、山本一洋委員、田中政浩委員にお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>後で、発議書に署名をお願いします。</p>

	<p>なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。
散会	
委員長	<p>以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、総務建設常任委員会を散会いたします。</p> <p>本日は大変お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(14:58)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">総務建設常任委員長      水村博文</p>